

○出雲市立総合医療センター経営評価委員会設置規程（案）

（設置）

第1条 出雲市立総合医療センター中期経営計画（以下「経営計画」という。）の達成状況等を点検及び評価し、経営計画の着実な遂行と病院事業の改善を図るため、出雲市立総合医療センター経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画の達成状況について、点検及び評価を行うこと。
- (2) 経営計画の推進に関し、必要な助言を行うこと。
- (3) その他病院経営に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、出雲市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他管理者が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開及び非公開)

第6条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、出雲市立総合医療センター事務局病院総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。